

函館市子育てサポート商品券を 配布します

新型コロナウイルス感染症の拡大により、さまざまな不安を抱えながら子育てをしている世帯の生活支援と経済的な負担の軽減を図ることを目的に、次の世帯主等の方に、対象の子ども1人あたり2万円分の「函館市子育てサポート商品券」を配布します。



- 対象**
- 令和3年3月1日において函館市に住民登録があり、次に該当する世帯主等（商品券配布時において引き続き住民登録があること）
 - 平成14年4月2日から令和3年3月1日までに生まれ、令和3年3月1日において函館市に住民登録がある子どもがいること。
 - ※ 案内文書が届いた方は申請不要です。
 - ※ 世帯主と子どもが市内で別居し、案内文書が届かない場合は申請が必要です。
 - ※ 商品券の受け取りを辞退される方は、受取拒否届出書を4月7日(木)までに提出していただく必要がありますので、子育て支援課専用ダイヤル（☎21-3914）まで連絡ください。
 - 令和3年3月2日から令和3年4月1日までに生まれ、函館市に住民登録がある子どもがいること。
 - ※ 申請が必要です。4月中旬までに対象の世帯主の方に申請書を送付しますので、4月30日(金)までに郵送してください。
 - 下記の子どもの保護または監護している方（申請が必要です。）
 - 市内の児童養護施設等に入所している子ども
 - DV避難者の子ども

申請方法 申請が必要な方は、4月1日(木)～30日(金)（必着）に市のHPに掲載の宛先に郵送してください。申請書は市のHPからダウンロードできます。（上記1の②に該当する方は除く）申請書をダウンロードできない方は、上記の子育て支援課専用ダイヤルまで連絡ください。

商品券 対象の子ども1人あたり2万円分（1,000円券×20枚つづり）

配布時期 申請不要の方には4月下旬に発送します。

申請が必要な方については、決まり次第市のHPでお知らせします。

取扱店舗 商品券に同封する「取扱店のご案内」または市のHPをご覧ください。

使用期間 4月26日(月)～10月25日(月)

お問合せ 子育てサポート商品券専用フリーダイヤル ☎0120-770-784
平日 午前9時～午後5時



～国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の方へ～ 傷病手当金の適用期間を延長します

傷病手当金の適用期間を、令和3年3月31日から令和3年6月30日までに延長します。

対象 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われることにより、連続した3日間を含む4日以上仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができなかった方

適用期間 令和2年1月1日～令和3年6月30日

お問合せ ▷国民健康保険＝国保年金課資格担当 ☎21-3145

▷後期高齢者医療制度＝国保年金課高齢者医療担当 ☎21-3184